

2. 財政健全化法における健全化判断比率等

(1) 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等

算定の結果、いずれの指標も早期健全化基準に該当しない状況。

①実質赤字比率 **－%** (実質赤字なし)

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等（＝普通会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 3.75%
財政再生基準 5%

②連結実質赤字比率 **－%** (実質赤字・資金不足なし)

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{連結（一般会計等＋公営企業会計）実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 8.75%
財政再生基準 15%

③実質公債費比率（3か年平均） **13.2%** (対前年度▲1.4ポイント)

■算定開始(H17決算)以降最低値

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

《参考》

H17	17.9%
H18	18.1%
H19	17.8%
H20	17.9%
H21	17.3%
H22	17.0%
H23	16.0%
H24	14.6%

【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

④将来負担比率 **178.2%** (対前年度▲1.5ポイント)

■算定開始以降、6年連続減少

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

《参考》

H19	227.9%
H20	225.4%
H21	213.1%
H22	187.0%
H23	183.4%
H24	179.7%

【基準】 早期健全化基準 400%

※将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤資金不足比率 ー% (いずれの会計も資金不足なし)

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【基準】 経営健全化基準 20%

(2) 健全化判断比率等以外の参考指標 (普通会計)

(単位：百万円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収支比率	94.1%	94.9%	93.7%	92.5%	89.3%	89.7%	89.8%	89.8%
前年度比	5.5% 引	0.8% 引	▲1.2% 引	▲1.2% 引	▲3.2% 引	0.4% 引	0.1% 引	±0.0% 引
地方債現在高	1,037,230	1,022,978	1,003,552	1,009,178	1,007,394	994,483	994,217	991,450
前年度比	▲14,537	▲14,252	▲19,426	5,626	▲1,784	▲12,911	▲13,177	▲2,767

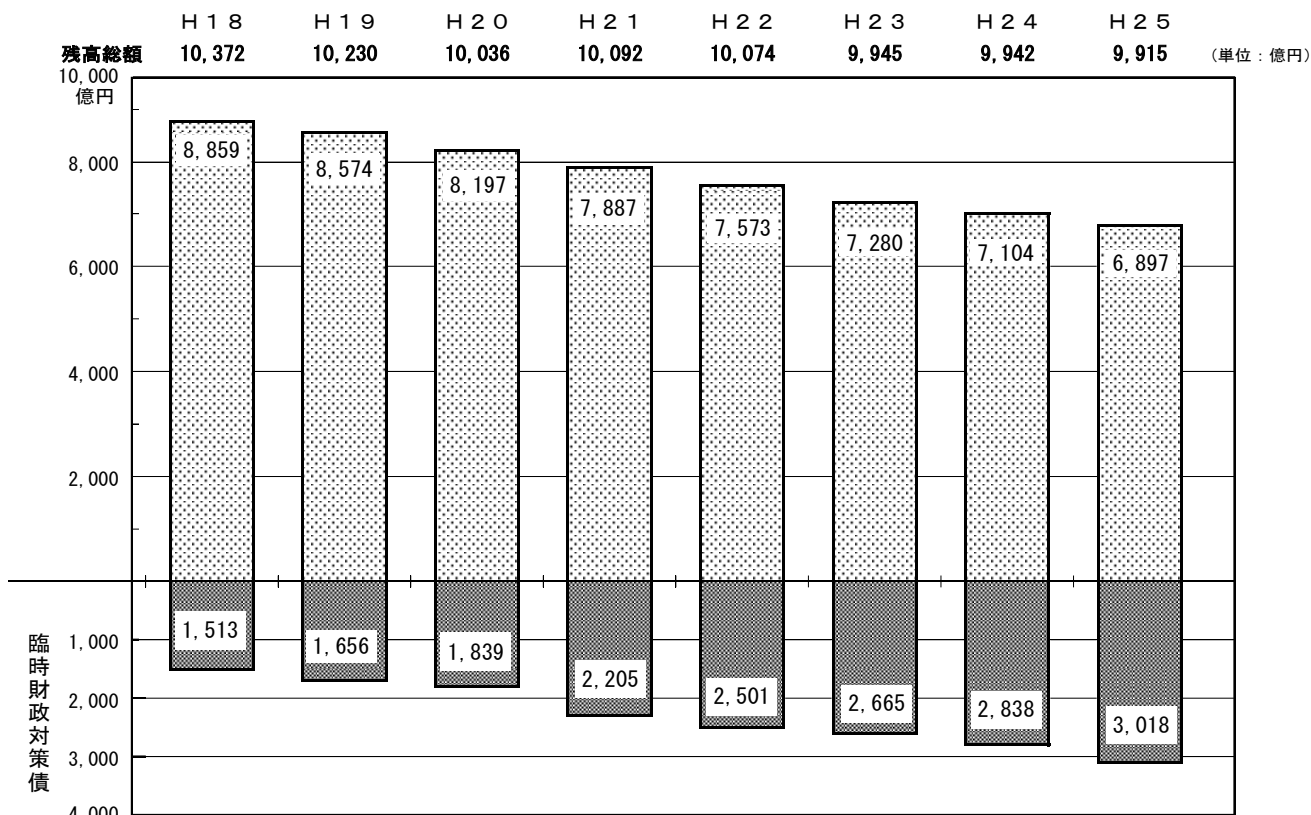
※地方債現在高は特定資金公共投資事業債（NTT債）を除く。

○経常収支比率…財政構造の弾力性をみる指標

＝ 経常的な経費に充当した一般財源 ÷ 経常的な一般財源としての収入

※経常的な経費…人件費、扶助費、公債費等毎年度経常的に支出される経費

県債残高の推移



※臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債。地方交付税の振替であり元利償還金については、後年度に全額交付税措置。